

〈研究ノート〉

障害福祉サービス提供事業所の意見と障害福祉計画の策定

都築 繁幸

Abstracts

障害福祉計画の障害福祉サービス見込量の算出等は、各自治体に委ねている。多くの自治体は、当事者のみならず、相談支援事業所やその他関連する事業所等に協力を得ながら策定しているが、そうした過程を検討している研究報告は多くはない。そこで障害福祉サービス提供事業所に行った調査結果が障害者計画にどのように反映されているかを明らかにしようとした。愛知県刈谷市を取り上げ、1) 事業所に対する利用者や家族の要望、2) 事業者の今後の災害時施策についての提言、3) 事業者が感じる差別・偏見・配慮のなさ、4) 事業者の今後の障害者福祉施策の要望、等について障害福祉計画策定の調査の自由記述をテキストマイニングの手法を用いて共起ネットワークを検討した。その結果、25個のサブグラフが得られた。そして、それらが障害福祉計画の策定に反映されているかどうかを議論した。

Keyword : 当事者、福祉政策、テキストマイニング

1. はじめに

我が国においては2006年に障害者自立支援法が施行され、障害者福祉サービスが障害福祉計画に位置づけられるようになった(都築、2021)。2016年に障害者総合支援法および児童福祉法の一部が改正され、障害児福祉計画も併せて策定することが義務づけられ、障害者基本法に基づいて障害者計画、障害者総合支援法に基づいて障害福祉計画、児童福祉法に基づいて障害児福祉計画を策定することになっている。この際、障害当事者の意見を反映させていくことが法律に明記されている。障害福祉計画の障害福祉サービス見込量の算出等は、各自治体に委ねられている。多くの自治体は、当事者のみならず、相談支援事業所やその他関連する事業所等に協力を得ながら策定しているが、そうした過程を検討している研究は多くはない。

障害福祉施策の作成過程に関する研究の一環として障害福祉計画の策定と障害当事者の参画という視点から検討してきた(都築、2021; 都築、2022a)。これらは愛知県刈谷市の障害福祉計画等の策定の際に行われた当事者の意見聴取の結果を第2期(2009年度から2011年度)と第6期(2021年度から2023年度)とを比較し、検討したものである。

本研究は、都築(2021、2022a)とは異なり、サービスを受ける側の障害当事者に視点をあてるのではなく、サービスを提供する側である障害福祉サービス提供事業所に焦点をあて、障害福祉施策の作成過程を明らかにしていこうとするものである。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(2023)は、各自治体に障害福祉計画を策定する際に必要なサービス量を見込むことを明示している。策定する際の障害者等のニーズ調査や過去の実績値等を基にした障害福祉サービス見込量の算出等の具体的な対応は各自治体に委ねている。多くの自治体は、詳細

な傾向を把握するために調査対象者へ調査票を配布することに加え、相談支援事業所やその他関連する事業所等の関係者へ事前に周知し、協力を得る等の工夫を行っている。

愛知県刈谷市においては、多くの自治体が行っているように当事者が調査票作成のプロセスに関与できる仕組みをつくり、意見を取り入れている。こうした工夫を行った上でも予め用意した設問や選択肢のみでは把握しきれないニーズもあると想定されることから自由記述欄を設け、多くのニーズを福祉施策に反映させようとしている。更に、同時期に障害者団体や障害福祉サービス提供事業所にも調査し、サービスを受ける側の当事者個人及び当事者団体、サービスを提供する側の事業所の双方から意見を聴取している。

ここでは、障害福祉サービス提供事業所に行った調査結果が、障害者計画にどのように反映されたかを明らかにする。都築（2021、2022a）と同様に、愛知県刈谷市を取り上げ、障害福祉サービス提供事業所の自由記述で得られた意見をテキストマイニングの手法を用いて検討した結果の一部を報告する。

2. 方法

第7期の障害福祉計画の計画期間は、2024年4月から2027年3月までである。多くの自治体は、2024年度からの実施に向けて準備をしている。愛知県刈谷市においても調査期間を設け、準備を進めている。調査期間は、2022年11月11日から11月30日である。刈谷市内の障害福祉サービス提供事業所を対象に調査シートを配布し、回収した。

障害者の取り巻く現状や課題、今後の方向性などを意見聴取するための自由記述の欄には、次のような小項目が設けられている。

- 1) 事業所やサービスの提供；利用者や家族からの要望はどのようなものがあるか。
- 2) 災害時に向けた取り組み；今後の災害時施策の提言としてどのようなものがあるか。
- 3) 障害者を取り巻く環境；差別・偏見・または配慮のなさを感じる面は何か。
- 4) 今後の障害者福祉施策に何を求めるか。

刈谷市内の障害福祉サービス提供事業所に100件配布し、69件を回収した。回収率は、69%であった。

この調査で得られた自由記述の意見をテキストマイニングの手法を用い、共起ネットワークを検討する。テキスト分析はソフト KHCodrer (Ver.200f) により計量的に分析を行い、共起係数は Jaccard 係数の値により判断した。描画する共起関係は、上位 60 語、係数は 0.2 以上とした。

3. 結果

3.1. 事業所やサービスの提供；利用者や家族からの要望

図1にその結果を示す。

第1サブグラフは、「送迎や病院受診など家族では対応が難しくなった際の代替のサービス」、「施設外就労の変更点を文書で教えてほしい」、「利用者本人が高齢なので送迎サービスをしてほしい」、「送迎時間が来てほしい時間ではない」、「時間指定で送迎に来てほしい」など、送迎、移動手段など緊急時のサービスに関するものであった。

第2サブグラフは、「言語指導など専門療育プログラムを」、「学校の宿題に加え、家庭で取り組んでいるドリルなども」、「外出の機会を増やしてほしい」など、学校の支援にお

所管している課が異なるから、なかなか困難なことではある」、「福祉施設・団体同士が連携を図っていくために合同研修等があってもよい」など、団体の連携を含んでいる。

第 3 サブグラフは、「地域の町内会と一緒に避難訓練を実施してみたい」、「地域での防災・災害訓練がある場合には連絡してほしい」など、訓練への参加の要望を含んでいる。

第 4 サブグラフは、「当法人の所在地域に障害者を含めた要支援者をどのように支援するかを知りたい」など、地域の要支援者を含めた支援の在り方を含んでいる。

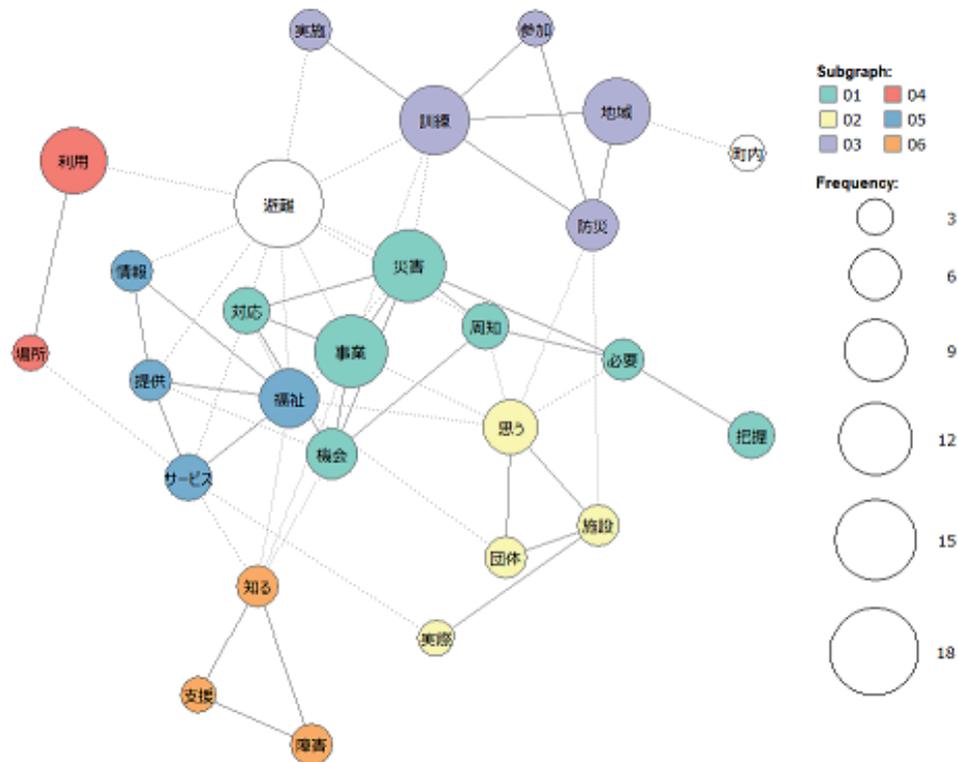


図 2 障害福祉サービス提供事業所からの今後の災害時施策について提言

第 5 サブグラフは、「災害時のサービス利用者への情報提供・連絡方法の確立」、「福祉避難所の把握及びサービス利用者への周知」、「事業所は避難場所へのサービス利用者の移動手段の確保に取り組む必要がある」など、サービス利用者への周知徹底を含んでいる。

第 6 サブグラフは、「災害時、避難場所への利用者の安全な移動手段がもう少しあればよい」など、避難の手段件を含んでいる。

3.3. 障害者を取り巻く環境；差別・偏見・または配慮のなさを感じる面

図 3 にその結果を示す。

第 1 サブグラフは、「障害者雇用が進み、多くの方が採用される現状がみられる」、「雇用者側の立場に立つと正社員採用・正社員登用が困難であることも理解できる」、「正社員として勤務したい当事者も多くおり、正社員採用の理解が広がるとよい」、「障害種別を問わず、賃貸物件の契約時、紹介時など、障害を事由に断られる事例が散見される」、「市営住宅も借りにくい現状がある」、「一般住宅では貸主の意向が反映され、住宅確保がしやすい

サービスを利用しやすくなるよう受給者証の認識も含め、ハードルが下がるとよい」、「グレーゾーン（不登校含）の子どもや子どもをサポートする家庭の助けになればインクルーシブ教育や特性の緩和にも繋がる」など、サービス受給条件の緩和に関する内容を含んでいる。

3.4. 今後の障害者福祉施策にもとめるもの

図4にその結果を示す。

第1サブグラフは、「企業への障害者雇用促進につながる啓発活動」、「福祉職員の魅力を伝える企画や資格があるが働いていない福祉職員の活用方法を検討」など、障害者雇用の促進のための方策に関する内容を含んでいる。

第2サブグラフは、「相談支援と福祉事業所が情報共有できる機会がもう少しあるとよい」、「権利譲渡について等の研修会を開催し、情報共有の機会を作ってほしい」など、情報共有に関する内容を含んでいる。

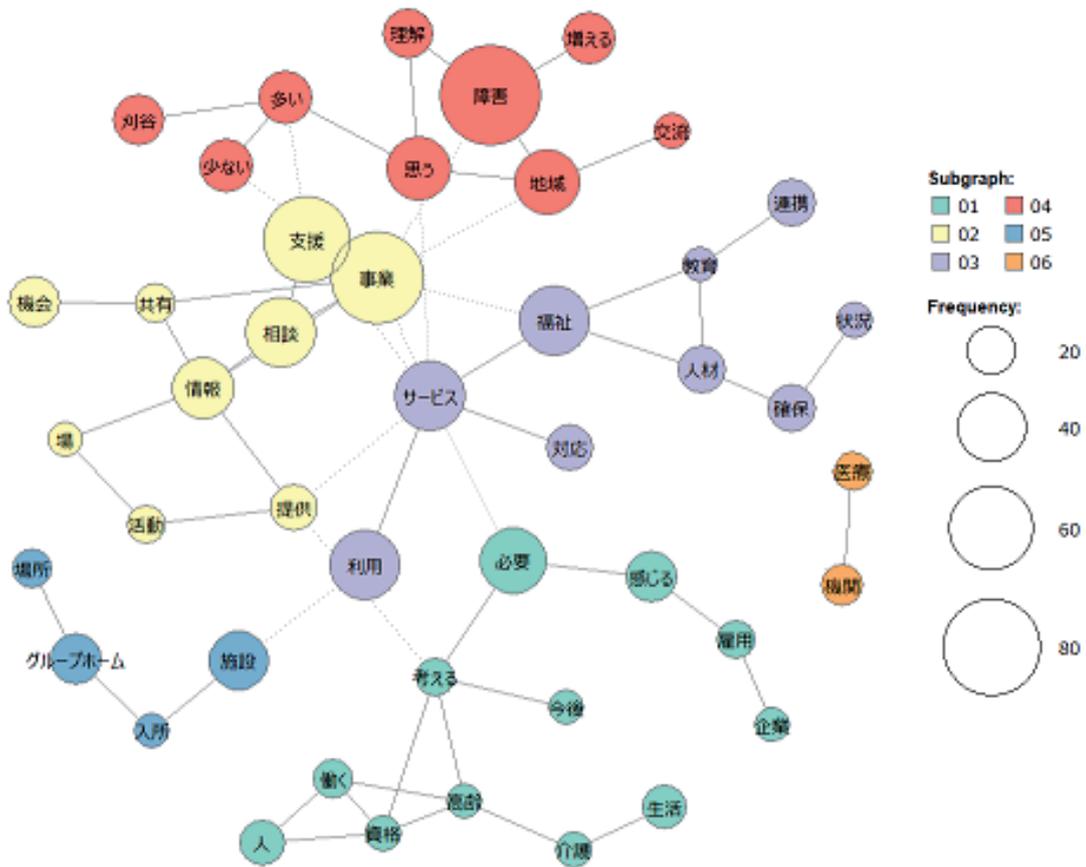


図4 事業所が今後の障害者福祉施策にもとめるもの

第3サブグラフは、「専門的な人材育成・地域生活支援拠点の機能の一つでも事業所・団体が人材不足に陥っている」、「福祉人材がどんどん少なくなる」、「各事業所・団体の教育や指導がままならない」、「質のよいサービスを提供するために質のよい人材を確保することが必要」、「現在の人材不足の中で質のよい人材を確保することが難しい」など、人材確

保に関する内容を含んでいる。

第4サブグラフは、「障害者がスポーツ観戦できるような企画、選手との交流の機会を作る企画」、「障害があっても地域の活動に入って、分け隔てなく活動ができる社会をめざす」、「障害者スポーツ大会などを目標にすれば、運動する機会が増え、普段の健康増進に効果があるのではないか」など、スポーツ活動に関する内容を含んでいる。

第5サブグラフは、「グループホームの数や場所が把握できていない」、「グループホームの充実、質の向上」、「グループホーム、入所施設を増やしてほしい」、「グループホームの拡充」など、グループホームに関する内容を含んでいる。

第6サブグラフは、「発達障害という概念が浸透しつつあるが、医療機関（特に精神科）の受診予約が取りにくい」、「発達障害の診断、受診について対応可能な医療機関一覧のようなものがあると案内しやすい」など、医療機関の受診に関する内容を含んでいる。

3.5. サブグラフのまとめ

刈谷市内の障害福祉サービス提供事業所を対象に調査を行い、自由記述で得られた内容を分析した。その結果、障害福祉サービス提供事業所の意見としては以下のように要約できる。図1にあるように、事業所やサービスの提供に関しては、「送迎、移動手段など緊急時のサービス」、「補償・措置」、「親亡き後の問題」、「相談の依頼」、「就職」、「入所時の対応」が示された。図2にあるように、災害時に向けた取り組みに関しては、「避難訓練の実施具体案」、「団体の連携」、「訓練への参加の要望」、「地域の要支援者を含めた支援の在り方」、「サービス利用者への周知徹底」、「避難の手段」が示された。図3にあるように、障害者を取り巻く環境に関しては、「雇用と居住問題」、「偏見」、「特別支援教育」、「否定的な周囲の対応」、「障害の実態」、「交通機関の利用」、「サービス受給条件の緩和」が示された。図4にあるように、今後の障害者福祉施策の要望に関しては、「障害者雇用の促進のための方策」、「情報共有」、「人材確保」、「スポーツ活動」、「グループホーム」、「医療機関の受診」が示された。

このように、テキストマイニングによる分析から、計25個のサブグラフが得られた。

4. 考察

以上の結果を踏まえ、1) 先行研究との討議、2) 第7期の障害福祉計画の基本指針見直しの主な事項との関連、3) 今後の課題について若干の考察を行う。

4.1. 先行研究（都築、2021；都築、2022a）との討議

今回の分析対象の調査は、刈谷市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定する目的でなされたものである。第7期の障害福祉計画の計画期間は2024年4月から2027年3月までである。この計画期間の直前の背景として2023年8月に国連の障害者権利委員会が障害者権利条約の対日審査を行い、日本政府に勧告を行ったことが挙げられる。政府は、この勧告を法的拘束力があるものではないとしており（都築、2023b）、当初通りの基本指針を維持している。

第2期（2009年度から2011年度）では障害者自立支援法が施行され、サービス費用の一部が応益負担となり、学校教育法が改正され、特別支援教育が始まり、権利条約に署名

し、批准に向けての国内法の整備に向かっていた。第6期（2021年度から2023年度）の状況は、障害者による文化芸術活動を推進する法律（障害者文化芸術促進法）、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に進める法律（ユニバーサル社会実現推進法）、視覚障害や発達障害、上肢の障害等がある者への読書環境の整備を進める法律（読書バリアフリー法）が成立し、週20時間未満の障害者を雇用する事業主への特例給付、中小企業を対象とした優良事業主認定制度を創設するなどの障害者雇用促進法の一部改正が行われ、発達障害者支援法が2016年に改正されたという状況であった。

都築（2022a）は共起ネットワーク、都築（2021）はクラスター分析を用いて当該当事者の意見を分析した。2008年度は、1）グループホーム、ケアホームの設置の要望、2）将来への不安、3）緊急を要する場合の相談場所の必要性、4）入所施設の設置の要望、5）社会参加、6）今後の福祉サービスの受給希望、7）現状のサービスに対する要望、としてまとめている。2020年度は、1）発達障害等の増加、2）親亡き後の問題、3）放課後デイサービス、4）特別支援学校の受け入れの拡大、5）福祉サービス、6）ホームレス、7）相談する場や情報、と整理している。

今回は、障害福祉サービス提供事業所に行った調査結果を検討した。図1から図4のサブグラフ（以下、SG）から整理すると以下のような分野別の課題があると考えられる。

① 保健・医療について

- ・通院・診療について、障害者の診療を受けやすくする（図1の第1SG）。
- ・医療機関と事業所等の関係機関との連携の仕組みづくりが必要（図1の第6SG）。

② 生活支援サービスについて

- ・親亡き後の住まいの確保として、グループホーム等の住まいの充実がより一層必要（図1の第3SG、図1の第5SG）。
- ・グループホームは徐々に整備されてきている一方で、緊急時の対応や、重度障害の人等の住まい等の多様なニーズに対応できる事業所の参入の促進（図1の第6SG）。

③ 相談・情報提供について

- ・事業所運営について、相談支援事業所の相談員の負担が増大し、人材確保が課題（図4の第3SG）。
- ・障害者施設、相談支援事業所、行政等の情報共有や連携が必要（図4の第2SG）。

④ 障害のある子どもの教育・育成について

- ・学校卒業後に福祉サービス内容が変化することから、生活介護や就労関係の事業所との情報共有が必要（図1の第4SG）。
- ・就学支援や学級選択、放課後等デイサービスまで、相談から支援までの切れ目のない支援が必要（図1の第2SG）。

⑤ 雇用・就労について

- ・障害者雇用が増加傾向にあり、本人の特性、障害の程度に合わせた就労の選択ができる就労支援が必要（図1の第5SG、図4の第1SG）。
- ・一般就労に関して、職場の障害理解や一般企業の雇用の促進（図3の第1SG）。

⑥ スポーツ・文化芸術活動について

- ・気軽に参加できるイベントの開催や設備を含めた環境整備が必要（図4の第4SG）。

⑦ まちづくりについて

- ・公共機関の利便性（図3の第4SG）。
- ・災害時に関して、福祉避難所における配慮・支援について、避難場所についての情報提供が必要（図2の第1SG、図2の第2SG、図1の第3SG、図1の第4SG、図1の第5SG、図1の第6SG）。

⑧ 障害と障害のある人への理解について

- ・障害のある人・ない人に関わらず交流できる機会の充実（図3の第2SG）。
 - ・学校教育において福祉教育の充実等、次世代の理解の促進を図る（図3の第1SG）。
- これらは、表1にあるように、刈谷市の福祉体系に反映されている。

表1 愛知県刈谷市の福祉施策の体系

| 基本目標 | 施策 | 施策の方向性 | 事業所の意見 |
|---------------|----------------|--------------------|--------|
| 暮らしの基盤づくり | 保健・医療 | 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進 | |
| | | 健康の保持・増進 | |
| | | 医療サービスの充実 | |
| | 生活支援サービス | 訪問系サービスの充実 | |
| | | 日中活動系（通所系）サービスの充実 | |
| | | 短期入所等の充実 | |
| | | 生活の場の確保 | |
| | | その他の生活支援 | |
| | | 障害のある人の地域移行 | ◎ |
| | 相談・情報提供 | 障害のある人の家族支援 | |
| 相談支援体制の充実 | | ◎ | |
| 情報提供の充実 | | | |
| 自立と社会参加の基盤づくり | 障害のある子どもの教育・育成 | 障害のある人の権利擁護 | |
| | | 早期療育の充実 | |
| | | 学校教育の充実 | |
| | | 子育て支援の充実 | |
| | 雇用・就労 | 医療的ケア児の支援 | |
| | | 雇用の場の拡大 | ◎ |
| | | 個々に応じた就労支援 | ◎ |
| | スポーツ・文化芸術活動 | 総合的な就労支援施策の推進 | ◎ |
| | | スポーツ・文化芸術活動の推進 | ◎ |
| | | 参加しやすい環境の整備 | |
| 人にやさしいまちづくり | まちづくり | ユニバーサルデザインのまちづくり | |
| | | 安全な移動の確保 | ◎ |
| | | 防災・防犯対策の推進 | ◎ |
| | 障害と障害のある人への理解 | 広報・啓発の推進 | |
| | | 福祉教育の推進 | |
| | | 交流活動の推進 | |
| | 地域福祉の推進 | 地域福祉活動の推進 | |
| | | 関係団体との連携 | |

4.2. 第7期の障害福祉計画の基本指針見直しの主な事項

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、2023年5月19日に告示された（厚生労働省、2023）。「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針である。都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する。計画期間は2024年4月から2027年3月までである。第7期の見直し事項の主なポイントは、1) 入所等から地域生活への移行及び継続の支援、2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、3) 福祉施設から一般就労への移行等、4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築、5) 発達障害者等支援の一層の充実、6) 地域における相談支援体制の充実強化、7) 障害者等に対する虐待の防止、8) 「地域共生社会」の実現に向けた取組、9) 障害福祉サービスの質の確保、10) 障害福祉人材の確保・定着、11) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定、12) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進、13) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化、14) 地方分権提案に対する対応、である。

これらのポイントの中で今回の調査で言及されている点を見てみたい。サービス提供事業所は、3) 福祉施設から一般就労への移行等、10) 障害福祉人材の確保・定着に関して意見を述べている。こうした意見を参考にしながら、具体的な数値目標を掲げることになっており、今回の調査資料は、表1にあるように、障害福祉計画の策定に活かされている。

4.3. 今後の施策

4.3.1. グループホーム

「親亡き後の保障」が当事者の保護者には現実的な思いである。グループホームは、入所施設に代わる居住の場として、1989年に精神薄弱者地域生活援助事業として制度化された。しかしながら、国連権利委員会は、日本のグループホームについて「障害者が居住地、地域社会のどこで誰と暮らすかを選択する機会を持ち、グループホームを含む特定の生活形態に住むことを義務づけられないようにし、障害者が自分の生活に対して選択とコントロールを行使できるようにすること」を勧告している（都築、2023b）。今後、グループホームのありかたが問われていくことになる（都築、2023a）。

4.3.2. 災害対策

大きな災害が発生した場合に障害者や高齢者など、自力で避難することが難しい人々が取り残されてしまう可能性が高い。災害対策は、障害者施策だけではなく、表1にあるように、「まちづくり」の一貫でもある。サービス提供事業所も地域の災害対策拠点になりうる。図2にあるように、「地域の町内会と一緒に避難訓練を実施してみたい」、「地域での防災・災害訓練がある場合には連絡してほしい」などは具体的な提案事項である。

4.3.3 障害者（児）とその家族への偏見や差別について

障害者差別解消法が2014年に制定され、2016年から施行された。2021年に障害者差別解消法が改正され、2024年4月1日から、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化される。これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされた。民間企業においては依然として会社優先の論理で対応したり、障害者でない者のなかでも障害者を特別扱いしたり、逆に疎外し

たり、法の趣旨への理解不足が見られる。障害があることで社会的弱者になる風潮が依然として根強い。外見から障害者と分かる場合はもとより、外見からわかりにくい障害を持つ方がいる。例えば知的障害や精神障害への理解も進む等、当事者とその家族の生きづらさが軽減されると考えられる。当事者とその家族は、家の外に出ると社会のあらゆるところや場面で、障害を原因に何らかの偏見や差別を感じており、それは当事者の障害が発現してから基本的に一生継続することになる。長期的に心的な負担と不安、偏見や差別を感じている当事者とその家族に対して、どのようなことでも受け入れてくれる相談先（窓口や相談員）の体制や当事者とその家族に寄り添って長期的に支えることができる体制等が求められる。

今回、障害者を取り巻く環境において事業所が差別・偏見・配慮のなさを感じる面を尋ねたところ、第3サブグラフで示されたように「特別支援学級や特別支援学校に在籍しているお子さんやその家族より大学や就職が限定されてしまうことが聞かされる」、「学習の進捗度に差が出る」、第5サブグラフにあるように「障害者を取り巻く環境からみると教育、仕事の面で障害者と健常者とかなりの差がある」などの意見もみられた。

4.3.4. 障害者（児）とその家族が地域で暮らすための支援や施策について

当事者やその家族が地域と交わって暮らし続けるためには、障害に対する地域住民の理解と助け合い支え合える地域共生社会の推進が必要である。そのために啓発活動や関係各種団体のネットワークづくり、障害者と地域住民との交流の促進とそのための環境づくりが求められる。

今回の分析においても「親亡き後」の問題が抽出された。事業所は、「親亡き後はどうしたらよいか」、「重度心身障害者の親亡き後の受け入れ先が少ない」等の利用者や家族からの要望を受けている。「親亡き後」に関して、当事者の生活を早期から具体的にイメージして、その対応について協議しておくことや、そのための具体的な情報等が得られるようしくみづくりを進める必要がある。

当事者のグループホーム利用の需要に対し、その経営が厳しい等の理由により民間事業者では整備がなかなか進まない状況にある。今後は整備を推進するかどうかも含めて、施策として検討していく必要がある。また、居宅介護や移動支援等、必要な支援が必要なときに利用できるしくみや体制づくりを進める必要がある。

5. おわりに

現在、障害者福祉計画は、それぞれの根拠法に基づいて、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を策定することになっている。この際、障害当事者の意見を反映させていくことが法律に明記されていることから、多くの自治体は、当事者のみならず、相談支援事業所やその他関連する事業所等に協力を得ながら策定している。しかしながら、こうした過程を検討している研究は多くはない。今回は、障害福祉サービス提供事業所に行った調査結果が障害者計画にどのように反映されているかを明らかにしようとした。

近年、障害者の高齢化と障害の重度化が進む中で障害福祉に対するニーズが複雑化・多様化してきており、すべての障害者が地域で安心して生活できるまちづくりが求められている。計画とは、あるべき理想の状況に向けて目標を立て、その目標に向けて達成を目指すものである。その計画で立てた目標をただ単に達成することを目指すのではなく、障害

当事者も含めた地域住民が計画に参加し、協働した計画づくりが、障害のある人も暮らしやすいまちづくり活動へと展開されていく。今後、障害者計画および障害福祉計画の研究が進展し、より活発な活動がそれぞれの地域で展開されていくことを期待したい。

注

- 1) 執筆者と愛知県刈谷市との関係は、以下のようなものである。学識経験者等で構成する「刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会」が2006年4月1日に設置され、執筆者はそれ以来、今日まで会長職を努めている。
- 2) 本研究で取り扱った資料は、愛知県刈谷市福祉健康部福祉総務課より「当該情報には個人情報が含まれておらず、当該資料は公文書であり、公開することは事務遂行上、支障を及ぼすものと認められないと判断した」との承諾を得て、本研究の分析に資料を活用して良いことの認可を得た。本研究を進めるうえで倫理的配慮に問題はない。
- 3) 刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定にかかるヒアリング調査結果報告書は、以下に公開されている。

https://www.city.kariya.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/015/112/r4.2shiryu2-1.pdf

引用文献

- 1) 厚生労働省（2023）「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001114934.pdf>（最終閲覧；2023年12月23日）
- 2) 都築繁幸（2021）障害者施策作成時の障害当事者の意見に関するクラスター分析 東京通信大学紀要 4、81-93.
- 3) 都築繁幸（2022a）障害福祉計画の策定と障害当事者の参画 愛知教育大学研究報告（教育科学編）71、175-183.
- 4) 都築繁幸（2022b）知的障害者の地域生活とグループホームの利用 東京通信大学紀要 5、192-204.
- 5) 都築繁幸（2023a）障害者のグループホームの展開からみた知的障害者の居住支援と地域移行 障害者教育・福祉学研究 19、63-71.
- 6) 都築繁幸（2023b）知的障害者の地域生活支援のあり方と国連障害者権利委員会の勧告 愛知教育大学研究報告（教育科学編）72、142-150.

参考文献

- 1) PwC コンサルティング合同会社（2020）令和元年度障害者総合福祉推進事業 障害者ニーズを踏まえた障害福祉サービス量の推計手法に関する調査研究報告書
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653453.pdf>（最終閲覧；2023年12月23日）

付記

本研究を進めていく上で、愛知県刈谷市福祉健康部福祉総務課の皆様にも多大なご協力とご支援をいただきました。ここに記して感謝申し上げます。

都築 繁幸 (つづき しげゆき) 東京通信大学 人間福祉学部 教授